

## 日本臨床神経生理学会学術大会会長の選出に関する細則

### (趣旨)

第1条 定款第31条で定める日本臨床神経生理学会学術大会(以下「学術大会」という。)の大会長(以下「会長」という。)選出に関して、その選出方法および手続きについて定めるものとする。

### (選出方法の原則)

第2条 会長は、学術大会開催を希望する会員(代議員あるいは代議員経験者で大会が行われる年の3月31日現在で、満66歳未満の者)とする。自薦、他薦を問わない。理事会にて会長候補者を決定する。

### (選出する開催年度)

第3条 会長の選出は、原則として選出手続きを行う年の3年後に開催する学術大会について行うものとする。

### (選出手続きの時期)

第4条 会長の選出手続きは、例年、概ね次に掲げる時期に行うものとする。

- (1)自薦、他薦 受付開始 6月1日
- (2)自薦、他薦 締め切り 6月15日
- (3)理事会での協議・会長候補者選出 7月理事会
- (4)社員総会での承認 11月-12月

### (会長候補者の募集)

第5条 会長候補者の募集は、本学会会員ホームページで告知して行うものとする。  
2 本学会事務局は、前項による告知が行われたときは、代議員に対して速やかに電子メールでその旨通知するものとする。また本学会会員ホームページでも募集していることを広報する。

### (届出の提出)

第6条 会長に自薦する、あるいは他薦される代議員は、次に掲げる事項を記載した届けを前条の告知で指定された期日までに本学会事務局に書面にて提出しなければならない。

(別紙)

- 1 氏名
- 2 所属ならびに役職
- 3 所属先住所
- 4 生年月日
- 5 電話番号および FAX
  
- 6 メールアドレス
  
- 7 代議員以外の役職歴(理事、各委員会委員長、委員等など)
- 8 開催予定地(都市名)
- 9 推薦者(代議員)(他薦の場合)
- 10 学術大会開催計画(計画概要・抱負等) 400 字程度

(理事会での協議等)

第 7 条 本細則第 2 条で定める会長を選出するための理事会の協議または理事の投票

次の手順で行うものとする。

- (1)理事会は、候補者が 1 名の場合、協議を行い、選出する。
- (2)候補者が 2 名以上の場合、理事の投票により選出する。
- (3)前項の投票は、理事 1 人 1 票を投票するものとし、出席理事の過半数を獲得した候補者を会長候補として選出するものとする。
- (4)1 回目の投票により選出できなかった場合は、1 回目の投票結果の上位から 2 位までを候補者として、前項の方法により再度投票を行うものとする。
- (5)2 回目の投票で獲得した票が同数であった場合は、理事長が決定する。

(細則の改正)

第 9 条 この要項を改正するときは、理事会の決定を要する。

附則

1 この細則は、2019 年 11 月 27 日から施行する。

2022 年 9 月 11 日改定

2 なお、候補者がいなかった場合には、理事は基準(代議員あるいは代議員経験者で大会が行われる年の 3 月 31 日現在で、満 66 歳未満の者)を満たした者を 6 月末

日までに、理事会に推薦することができる。理事会は第7条の手順に準じ、会長候補者を選出する。